

# スマートフォンのゲームに 気を取られて起こした 死亡事故における責任について

弁護士 吉田 太郎

## 事案の概要

加害者Y1は、平成28年10月26日午後4時8分ごろ、勤務先Y2の業務のため、普通貨物自動車（以下「本件自動車」といいます。）を運転して愛知県一宮市の道路を時速約33<sup>※</sup>で走行し、交通整理の行われていない交差点（以下「本件交差点」）に差しかかりました。この交差点入口には横断歩道が設けられており、小学生のB（当時9歳）が、この横断歩道を右から左に歩行していました。しかし、Y1は、運転席横のシート上のスマートフォンの画面に表示されたゲームに気を取られていたため、横断歩行中のBを前方約2・8<sup>※</sup>の地点に認め、急ブレーキをかけるも間に合わず、Bに本件自動車の前部を衝突させました（以下「本件事故」といいます。）。その結果、Bは、外傷性くも膜下出血等の傷害を負い、同日の午後6時6分、搬送先の病院で他界しました。

本件事故について、Y1は、自動車運転処罰法5条の定める過失運転致死罪に問われ、禁固3年の実刑が言い渡されています（名古屋地方裁

判所一宮支部平成29年3月8日判決）。

また、Bの父（X1）、母（X2）及び兄（X3）が、Y1とY2に対し、民法709条や715条1項等にもとづき、Bの逸失利益（将来就労することにより得られたであろう利益）や慰謝料等の損害賠償を求めて提訴しました。

これに対し、Y1やY2は、本件事故の責任は争わないものの、損害の額を争いました（名古屋地方裁判所一宮支部平成31年3月28日判決を参考に、事案及び争点を簡略化して記載）。

## 問題の所在

本件では、まず、Y1は、刑事裁判において、過失運転致死罪で禁固3年に処されています。

### 自動車運転処罰法5条

自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、七年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。（以下略）

このように、Y1が刑事上の責任

を問われるのに加え、亡Bの両親及び兄は、民事裁判で、直接の加害者であるY1に対しては民法709条にもとづき、本件自動車の保有者でありY1の使用人であるY2に対しても、民法715条1項や自賠法3条にもとづく損害賠償を求めました。

#### 民法709条

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

#### 民法715条1項

ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。  
(以下略)

#### 自賠法3条

自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。  
(以下略)

前述のとおり、Y1やY2は本件事故について民事上の責任を負うことは争わないものの、遺族である原告が求める損害の額について、争い

ました。本件では、亡Bやその遺族の無念は察するに余りあり、その精神的苦痛をもとより金銭で慰謝できるものではありませんが、民事裁判では、慰謝料の額が争点となります。

本件では、亡Bの無念や、Y1の起こした事故態様、事故後の態度も考慮に入れて、基準<sup>1)</sup>(死亡事案の場合、被害者が一家の支柱、母親、及び配偶者以外の場合は、200万円〜2500万円が目安となります)よりも高額といえる合計3000万円の慰謝料が認定されました(葬儀費用や逸失利益等の他の損害は別途認定されています)。

### 判決要旨

まず、裁判所は、Y1の過失について、本件交差点を進行するに当たり、横断歩道の「すぐ右方に下校途中の小学生らがいるのを右前方約38・2<sup>2)</sup>の地点に認めたのであるから、前方左右を注視しつつ、同横断歩道の手前の停止線で一時停止し、小学生らを先に横断させるなどして、その安全を確認しながら進行すべき

注意義務があるのにこれを怠<sup>3)</sup>って、スマートフォンゲームに気を取られ、前方左右を注視せず、安全を確認しないまま漫然と時速33<sup>4)</sup>で進行した過失により本件事故を起こしたとして、民法709条にもとづく責任を認めました。これに加え、Y2についても、民法715条1項や自賠法3条にもとづく責任を認めています。

その上で、裁判所は、特に慰謝料については、本件事故に係るY1の責任が、「前方注視という運転者として基本的な注意義務を怠ったばかりでなく、その原因が夢中になっていたゲームに気を取られていたという単に自身の欲求から出るものであって、しかも、被告Y1は、本件事故以前より、上記のように運転する行為の危険性を十分に認識していた」という事実関係にもとづき「極めて重大であるというべきである。」と判示し、更に本件事故後のY1の態度について、「別の女性がBに走って駆け寄っている中、Bの脇を歩きながら酒屋の方に向かっていているほか、110番通報を終えた後もBの脇に

立ったままの状態であり、Bへの声掛け等を積極的にやっているような様子もうかがわれないのであって、かかる被告Y1のBの救護に対する態度もBの死亡慰謝料を判断するに当たって十分に考慮しなければならぬ。」と厳しく指摘し、亡B本人分として2500万円を認定しました。

また、父母であるX1とX2については「自身の息子をわずか9歳という若さで失ったことによる精神的苦痛は非常に大きい」ことから各200万円、兄であるX3については「本件事故を目の前で見るとした上、自身の弟を若くして失ったことによる精神的苦痛は非常に大きい」ことから100万円（合計3000万円）を損害と認めるのが相当としました。

## アドバイス

運転しながらのスマートフォンの注視は、画面に意識が集中し、周囲の危険を発見することができず、重大な交通事故に繋がり得る危険な行

為です。警察庁の発表によると、令和元年中の携帯電話使用等（スマートフォンに限らず、またカーナビの注視も含まれます。）に関する交通事故件数は2645件で、使用無しと比較して死亡事故率（死傷事故に占める死亡事故の割合）は約2・1倍とされています。実際、本裁判例の事案では、幼い大事な命が奪われています。

近時、いわゆる運転中の「ながらスマホ」が社会問題となり、道路交通法の罰則も強化されているところですが、ドライバーは、本裁判例を通じ、最悪の事態として人の命を奪う危険があるということを真剣に認識し、運転中の「ながらスマホ」を厳に慎まなければなりません。

特に、今回紹介した事故は、前方注視という極めて基本的な注意を「ながらスマホ」により、しかも横断歩道で怠ったために生じたものです。そのため、加害者本人や使用者も、他の事案に比して高額な損害賠償責任を負わされています。

勿論、高額な慰謝料を含めた損害が賠償されたとしても、大事な命が

戻るわけではありません。しかし、ドライバーとしては、本裁判例を通じ、ゲームをはじめとする運転中の「ながらスマホ」が大事な命を奪う危険があり、それがどれだけ被害者や遺族に精神的苦痛を与えるかということに想いを致し、前方注視を基本とする安全運転に努める必要があると考えます。

（よしだ・たろう）

### 参考文献

- 1) (公財)日弁連交通事故相談センター東京支部「民事交通事故訴訟 損害賠償額算定基準上巻（基準編）」185頁（2020）